

# 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所の指定について

---

# 介護予防・日常生活支援総合事業事業所の指定について

## 【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】

### 1. 新規指定申請の概要

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 所在地      | 松江市野原町字オノ神 585 番地      |
| 事業所の名称   | サン・フラワーデイサービスセンター      |
| 事業主体     | 社会福祉法人ふれあい             |
| サービス種別   | 通所型サービス                |
| 定員       | 25人                    |
| サービス提供時間 | 1 単位目（午前9時30分～午後4時40分） |
| 指定予定年月日  | 平成30年6月1日              |

平成30年3月31日まで、みなし指定（平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、全ての市町村において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置）を受けていたが、4月1日からの指定に伴う指定更新手続きを行わなかったことにより、平成30年3月31日で指定期間が終了。

今回の申請は、新規指定事業所として指定を受けるもの。

### 2. 人員基準

- (1) 介護職員 … 常勤・専従4人、常勤・兼務（生活相談員）1人配置  
→常時3.5人配置

（基準：利用定員25人→3.0人以上の配置）

単位ごとに通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

- (2) 看護職員 … 常勤・兼務（管理者）1名、  
常勤看護職員が不在の場合は、同一敷地内の軽費老人ホームサンフラワー苑の看護職員が提供時間帯を通じて連携

通所介護相当サービスの単位ごとに、専らそのサービスの提供に当たる者1名以上配置すること。

- (3) 生活相談員 … 常勤・専従1名、常勤・兼務（介護職員）1名配置  
→常時1.1名配置

生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 機能訓練指導員 … 常勤・専従1名、非常勤・兼務1名配置

1以上配置すること。

(5) 管理者 … 常勤・兼務（看護職員）で1名配置

原則専らその職務に従事する常勤の者1名を配置すること。

※当該通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

※指定通所介護事業者の指定を受け、かつ通所介護相当サービス事業と指定通所介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定通所介護に係る人員基準を満たすことをもって、通所介護相当サービスに係る人員基準を満たしているものとみなす。

### 3. 設備基準

#### 設備概要

| 設 備           |               | 基準概要  |
|---------------|---------------|---|
| 食堂及び機能訓練室（面積） | 2<br>(361.5㎡) | それぞれ必要な広さを有すること。（支障がない場合は同一の場所とすることも可）<br>合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。<br>(3㎡×25人=75㎡) |
| 静養室           | 1             | ベッド7台   |
| 相談室           | 1             | 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。   |
| 事務室           | 1             |   |

※指定通所介護事業者の指定を受け、かつ通所介護相当サービス事業と指定通所介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定通所介護に係る設備基準を満たすことをもって、通所介護相当サービスに係る設備基準を満たしているものとみなす。

#### 4. 運営基準

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。
- ・介護職員の資質向上の為に研修の機会を確保していること。
- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めること。

#### 5. 本市の事業所指定状況

(平成30年5月1日現在)

| サービス種類  | サービス提供事業所 |     |     |     |
|---------|-----------|-----|-----|-----|
|         |           | 境港市 | 米子市 | 松江市 |
| 訪問型サービス | 16        | 5   | 10  | 1   |
| 通所型サービス | 16        | 6   | 10  | 0   |